



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する <ul style="list-style-type: none"> <li>政策パッケージ2-1：切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減 「河川堤防について、地盤の改良等の耐震化を推進」</li> <li>政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減 「人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進」</li> </ul> </li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2019（令和元年6月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・245の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 直接死を最大限防ぐ</li> <li>1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生&lt;&lt;重点&gt;&gt; 「…堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備…」を推進する」</li> </ul> </li> </ul> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標4：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>
	政策の達成目標	<p>○平成31年度国土交通省事後評価実施計画（平成31年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標49「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）」 (H26年度末：約37%→R2年度末：約75%)</li> <li>・業績指標50「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 (国管理区間 H26年度末：約71%→R2年度末：約76%)</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2019（令和元年6月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要業績指標「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（国管理区間）」 (72.2% (2017) →76% (2020))</li> </ul> <p>○「人命を守る」ということを最重視し、人口・資産が高密度に集積する首都圏・近畿圏で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高いゼロメートル地帯等の5河川、約120km（平成30年度末時点で14.8km（約12%）が整備済）において、沿川のまちづくりや土地利用の転換に合わせて高規格堤防の整備を行う。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>○平成31年度国土交通省事後評価実施計画（平成31年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標49「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）」 (H26年度末：約37%→R2年度末：約75%)</li> <li>・業績指標50「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 (国管理区間 H26年度末：約71%→R2年度末：約76%)</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2019（令和元年6月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要業績指標「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（国管理区間）」 (72.2% (2017) →76% (2020))</li> </ul> <p>○「人命を守る」ということを最重視し、人口・資産が高密度に集積する首都圏・近畿圏で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高いゼロメートル地帯等の5河川、約120km（平成30年度末時点で14.8km（約12%）が整備済）において、沿川のまちづくりや土地利用の転換に合わせて高規格堤防の整備を行う。</p>

合理性	政策目標の達成状況	<p>○平成 30 年度政策チェックアップ 業績指標モニタリング結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標 48「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率」(H29 年度末：約 55%)</li> <li>・業績指標 49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」(H29 年度末：約 72.2%)</li> </ul> <p>○平成 30 年度末時点における高規格堤防の整備済延長（整備率） 14.8 km（約 12%） ※全ての形状を含む</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） 令和 2 年度 31 件（▲6.0） 令和 3 年度 31 件（▲6.0）</li> </ul>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の特例措置 (地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項、地方税法施行令附則第 12 条第 16 項、第 17 項)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>一般公共事業費 治水事業等関係費 (令和 2 年度予算概算要求額 10,079 億円の内数)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記予算上の措置等は、高規格堤防の整備による河川整備の推進を図り、沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から国民の生命、身体及び財産を守るものである。 高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与しており、本特例措置は、この高規格堤防整備事業の円滑な実施に必要なものである。</p>
要望の措置の妥当性	<p>高規格堤防の整備に係る建替家屋の取得は、収用に伴う場合と同様、公共上の必要性により行われるものであるため、収用に伴う建替家屋の取得の場合と同様に税負担の軽減を図るべきである。</p>	
ページ	15 — 3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度 0 件、平成 27 年度 0 件、平成 28 年度 0 件、平成 29 年度 0 件（18 件）、平成 30 年度 0 件（25 件） （ ）内は高規格堤防整備事業における家屋移転の実績</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類：課税標準（不動産の価格） ② 適用実績（千円）：平成 27 年度 0 平成 28 年度 0 平成 29 年度 0</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○平成 29 年度国土交通省政策評価基本計画（平成 28 年 8 月） ・業績指標 49 「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」（国管理区間 H26 年度末：約 71%→H32 年度末：約 76%）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記業績指標 49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」は、平成 29 年度末で約 72.2%となっており、上記目標に向け着実に整備が進められているところである。 なお、高規格堤防整備事業は、地元から強い要望があり、まちづくりとの連携が円滑に進み、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところを優先的に実施している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 3 年度創設 平成 6 年度、平成 8 年度、平成 10 年度、平成 12 年度、平成 14 年度、平成 16 年度、平成 18 年度、平成 20 年度、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、延長</p>